

金山町空き家空き店舗活用支援事業費補助金 交付要綱(抜粋)

- 空き家空き店舗等** 町内の店舗、事務所、住宅等のうち概ね3月以上使用されなくなっているもので、町がその内容を
確認したものをいう。

●補助対象事業

町内において、空き家空き店舗等を利用し建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習
支援業、サービス業等を営もうとする者。

●補助の適用除外

次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 風俗営業等を営もうとする者
- (2) 射的娯楽業及びそれに付帯するサービス業(パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等)
を営もうとする者
- (3) 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益となると認めら
れる者

●審査基準

- (1) 3年以上事業を継続できるものであること。3年間経過せずに廃業した場合は補助金を返還すること。
- (2) 過去に金山町の空き店舗活用制度と同等の制度を利用した施設ではないこと。
- (3) 景観等に配慮した施設とすること。
- (4) 居住地(法人の場合は本社所在地)が町内であること。
- (5) 町税を完納していること。
- (6) 経営状況等から判断して、補助金の交付が必要と認められること。具体的には申請時にもがみ北部商工会からの事業
推薦書を添付すること。また、開業後は3年間の経営指導を受け、その報告書を提出すること。

●補助金額

(1)補助対象経費

経費区分	内 容
※土地、建物の取得費は、補助対象外	
施設整備費	工事費、設計監理費
設 備 費	設備費
備品購入費	備品購入費
その他経費	既存施設除去費等 ※ <u>その他経費は全体の1/3を超えない範囲とする</u>

(2)補 助 率: 補助対象経費の4分の3以内

(3)補助限度額: 150万円